

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月19日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【電話番号】 03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 UBS地方銀行株ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間：上限100億円  
継続申込期間：上限500億円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の訂正理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成23年5月31日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年7月29日付、平成23年12月12日付および平成24年2月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の関係情報を新たな情報により訂正・更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正の内容】

下線部分\_\_は本訂正届出書の訂正箇所を示します。

## 第一部【証券情報】

### (3)【発行(売出)価額の総額】

<訂正前>

当初申込期間：上限100億円

継続申込期間：上限500億円

なお、上記金額には申込手数料(当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。))に相当する額を含みます。以下同じ。)は含まれません。

<訂正後>

上限500億円

なお、上記金額には申込手数料(当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。))に相当する額を含みます。以下同じ。)は含まれません。

### (4)【発行(売出)価格】

<訂正前>

当初申込期間：1口当たり1円

継続申込期間：買付申込受付日の基準価額

基準価額については、後記「(8)申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<訂正後>

買付申込受付日の基準価額(当初元本1口=1円)

基準価額については、後記「(8)申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

### (5)【申込手数料】

<訂正前>

当初申込については1口当たり1円に、継続申込については買付申込受付日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

<訂正後>

買付申込受付日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

**(6) 【申込単位】**

## &lt; 訂正前 &gt;

1円または1口単位（当初1口＝1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。  
「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。  
詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

## &lt; 訂正後 &gt;

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。  
「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。  
詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

**(7) 【申込期間】**

## &lt; 訂正前 &gt;

当初申込期間：平成23年6月16日から平成23年6月29日まで  
継続申込期間：平成23年6月30日から平成24年9月19日まで  
なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

## &lt; 訂正後 &gt;

平成23年6月30日から平成24年9月19日まで  
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**(9) 【払込期日】**

## &lt; 訂正前 &gt;

当初申込期間  
買付申込者は、当初申込期間中に申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。当初申込に係る発行価額の総額は、販売会社によって、設定日（平成23年6月30日）に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

継続申込期間  
買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。各買付申込受付日の発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を經由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

## &lt; 訂正後 &gt;

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。各買付申込受付日の発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を經由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

**第二部【ファンド情報】****第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】**

## &lt; 訂正前 &gt;

ファンドの特色

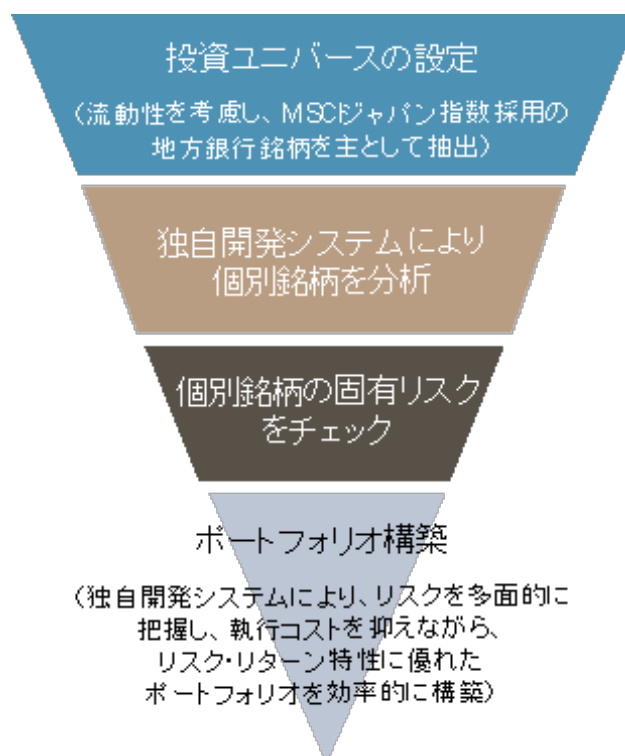
（前略）

### 3 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

#### 「地方銀行」について

- ・ 全国規模で展開する都市銀行に対して、特定の地域に営業基盤を置く普通銀行のことをいいます。
- ・ 地方銀行は、基盤となる地域の企業や住民を中心に金融サービスの提供を行っており、地方自治体とともに地域活性化のためのプログラムに参画するなどしています。
- ・ 地方銀行には、（社）全国地方銀行協会や（社）第二地方銀行協会に所属する銀行があります。

（中略）



#### UBSグループについて

##### グローバルな総合金融サービス機関

- ・ UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約65,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。（2011年3月末現在）
- ・ UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界24カ国に約3,800名の従業員を擁し、約51.6兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。（2011年3月末現在）

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 訂正後 >

ファンドの特色

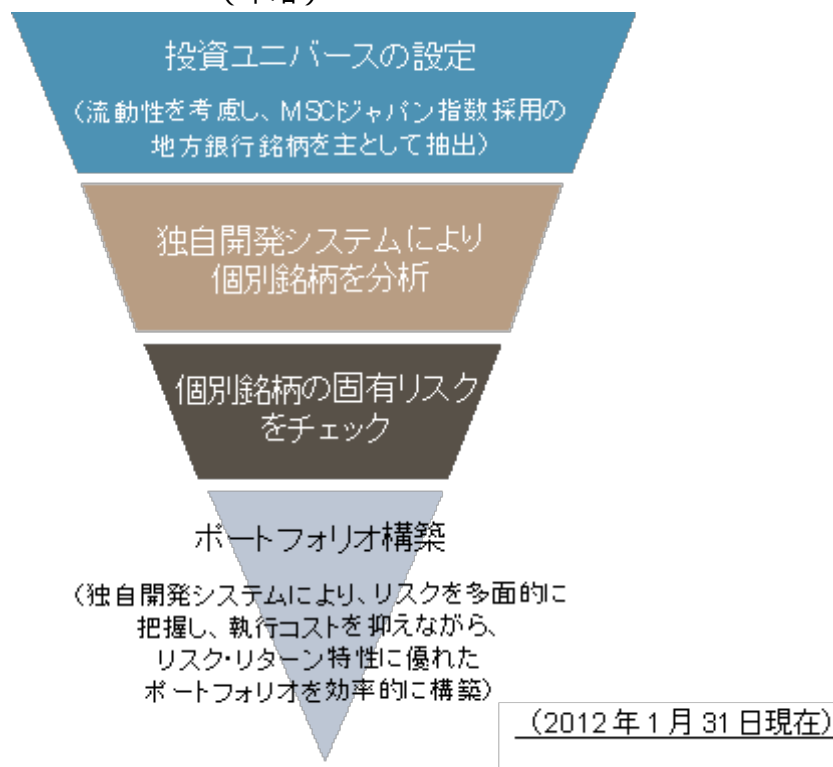
（前略）

### 3 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

#### 「地方銀行」について

- ・ 全国規模で展開する都市銀行に対して、特定の地域に営業基盤を置く普通銀行のことをいいます。
- ・ 地方銀行は、基盤となる地域の企業や住民を中心に金融サービスの提供を行っており、地方自治体とともに地域活性化のためのプログラムに参画するなどしています。
- ・ 地方銀行には、（一般社団法人）全国地方銀行協会や（社団法人）第二地方銀行協会に所属する銀行があります。

（中略）



### UBSグループについて

#### グローバルな総合金融サービス機関

- ・ UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約65,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。（2011年12月末現在）
- ・ UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界26カ国に約3,800名の従業員を擁し、約47.1兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。（2011年12月末現在）

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【ファンドの沿革】

#### < 訂正前 >

平成23年6月30日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始（予定）

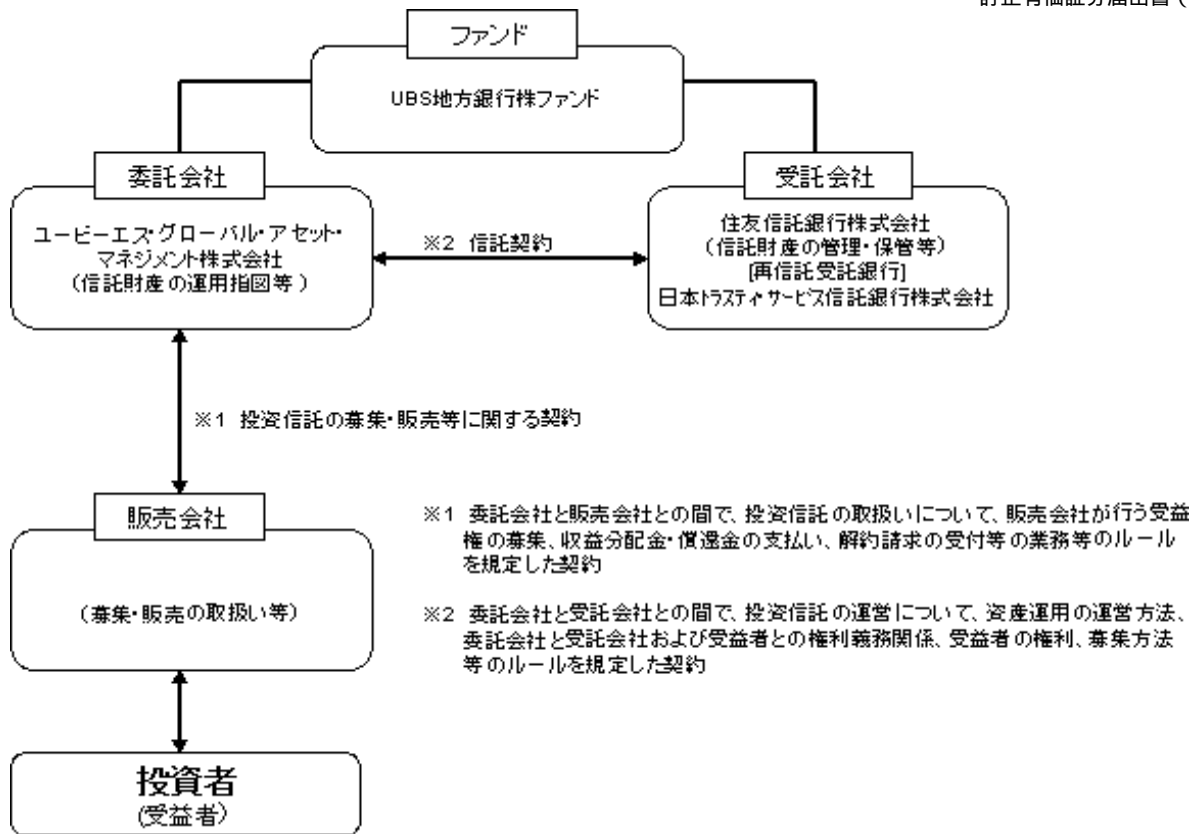
#### < 訂正後 >

平成23年6月30日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### < 訂正前 >

ファンド運営の仕組み

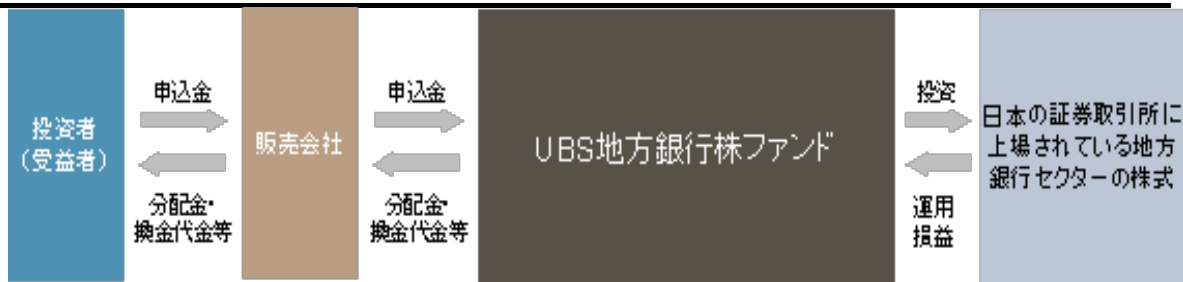
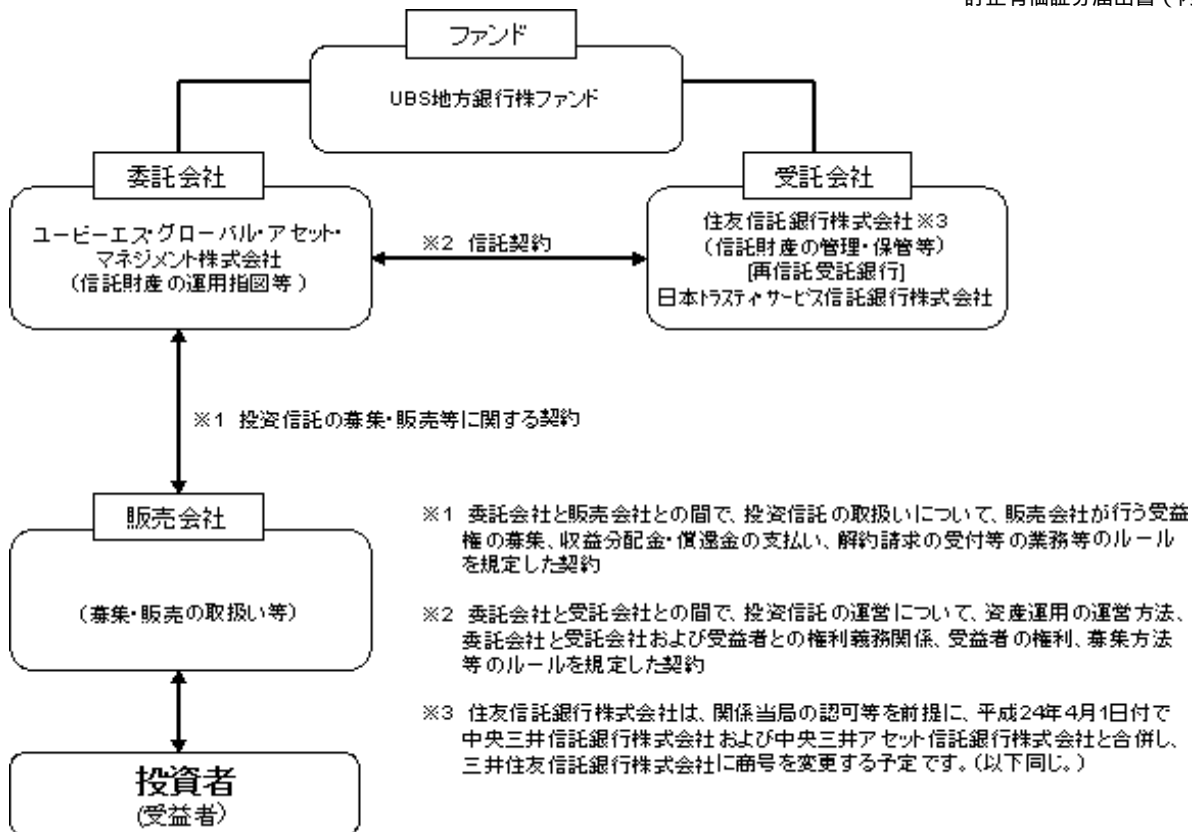


委託会社の概況（平成23年4月末現在）

（後略）

< 訂正後 >

ファンド運営の仕組み



委託会社の概況（平成24年1月末現在）

（後略）



## 2【投資方針】

### (3)【運用体制】

<訂正前>

（前略）

上記の体制は今後変更される場合があります。（平成23年4月末現在）

（中略）

#### リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関、運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関およびGIPS（グローバル投資パフォーマンス基準）に準拠した会社の方針・手続を承認し、提示用パフォーマンスを承認する機関としてリスク委員会を経営委員会直属として設置しております。リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、リーガル&コンプライアンス部、運用本部、機関投資家営業本部、投信営業本部、商品開発部、管理本部、経理部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

<訂正後>

（前略）

上記の体制は今後変更される場合があります。（平成24年1月末現在）

（中略）

#### リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関、運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関およびGIPS（グローバル投資パフォーマンス基準）に準拠した会社の方針・手続を承認し、提示用パフォーマンスを承認する機関としてリスク委員会を経営委員会直属として設置しております。リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、リーガル&コンプライアンス部、運用本部、機関投資家営業本部、投信営業本部、商品本部、管理本部、経理部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

### (4)【分配方針】

<訂正後>

（前略）

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、無手数料で再投資することができますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

<訂正後>

（前略）

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、無手数料で再投資することができますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 3【投資リスク】

<訂正前>

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

（中略）

#### 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

（後略）

<訂正後>

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

（中略）

#### 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

（後略）

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

###### <訂正前>

買付申込受付日の基準価額（当初申込期間においては1口当たり1円）に、3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

###### <訂正後>

買付申込受付日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

##### (4)【その他の手数料等】

###### <訂正前>

（前略）

その他の諸費用

（中略）

委託会社は、前記 および の1から6の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記 および の1から6の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

（注）前記 および の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

###### <訂正後>

（前略）

その他の諸費用

（中略）

委託会社は、前記 および の1から6の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記 および の1から6の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等

は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(注) 前記 および の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

原届出書「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「4 手数料等及び税金」「(5) 課税上の取扱い」について、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% （注）および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% （注）および地方税5%）

（注）平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

<損益通算>

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用があります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147% （注））
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税 0.315%（注））

（注）平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特

別所得税が課されます。

#### 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 分配金の課税

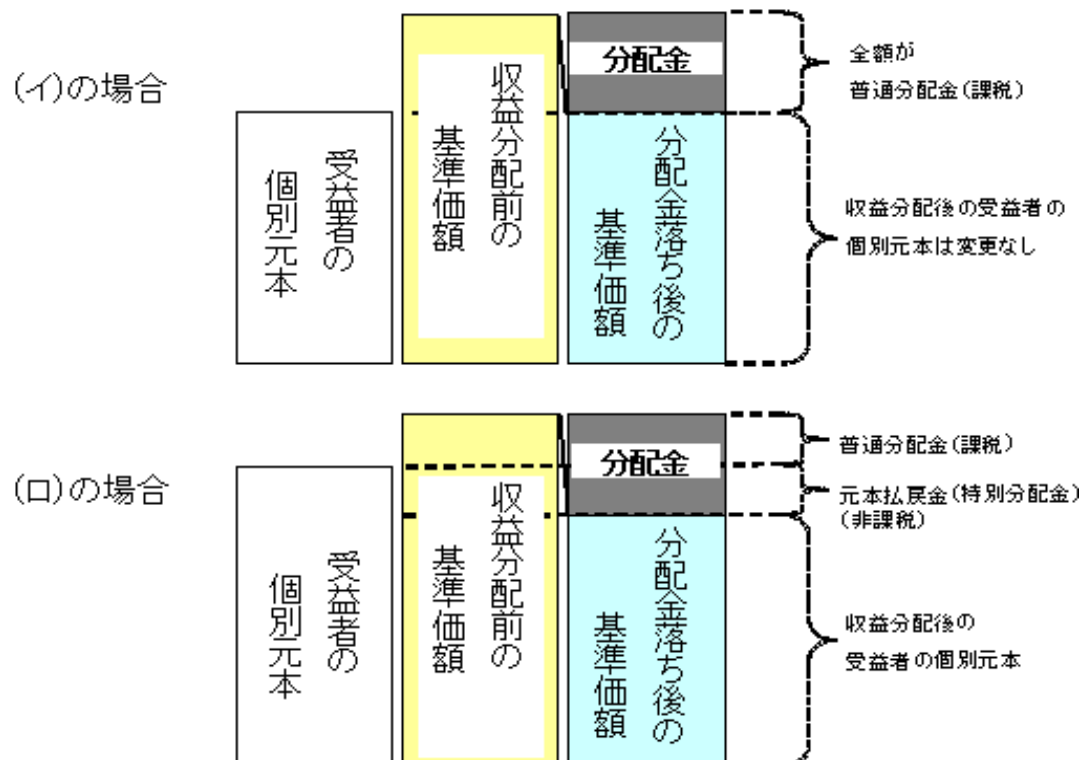
追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が分配金を受け取る際、

- (イ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、
- (ロ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

## &lt; 参考情報 &gt;

## [ ファンドの費用 ]

## ・ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、 <b>3.15% (税抜3.00%)</b> 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して <b>0.1%</b> の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

## ・ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用						
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に <b>年率1.323% (税抜年率1.260%)</b> を乗じて得た額とします。  内訳 (年率表示、カッコ内は税抜表示) <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.630% (0.600%)</td> <td>0.630% (0.600%)</td> <td>0.063% (0.060%)</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	0.630% (0.600%)	0.630% (0.600%)	0.063% (0.060%)
委託会社	販売会社	受託会社						
0.630% (0.600%)	0.630% (0.600%)	0.063% (0.060%)						
	その他の費用・ 手数料	監査費用および法定手続き (書類の作成、印刷、交付等)に関する費用等(日々の純資産総額に対して上限年率0.10%)を間接的にご負担いただく場合があります。 原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 組入る有価証券の売買委託手数料等が、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。						

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

## [ 税金 ]

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金 (解約) 時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して10%

上記は平成24年1月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記と異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

原届出書「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「5 運用状況」について、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

(2012年1月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	442,896,000	99.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	728,767	0.16
合計(純資産総額)	-	443,624,767	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注)端数処理の関係上、合計が100とならない場合があります。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

(2012年1月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	横浜銀行	銀行業	194,000	363.63	70,544,360	353.00	68,482,000	15.43
日本	株式	千葉銀行	銀行業	98,000	493.15	48,329,327	472.00	46,256,000	10.42
日本	株式	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	141,000	321.40	45,318,164	325.00	45,825,000	10.32
日本	株式	静岡銀行	銀行業	58,000	797.19	46,237,254	782.00	45,356,000	10.22
日本	株式	ほくほくフィナンシャルグループ	銀行業	251,000	147.72	37,079,926	152.00	38,152,000	8.60
日本	株式	八十二銀行	銀行業	85,000	444.50	37,782,504	447.00	37,995,000	8.56
日本	株式	群馬銀行	銀行業	82,000	414.40	33,981,381	415.00	34,030,000	7.67
日本	株式	山口フィナンシャルグループ	銀行業	46,000	717.17	32,990,141	730.00	33,580,000	7.56
日本	株式	西日本シティ銀行	銀行業	148,000	217.53	32,194,871	223.00	33,004,000	7.43
日本	株式	常陽銀行	銀行業	45,000	332.60	14,967,320	337.00	15,165,000	3.41
日本	株式	京都銀行	銀行業	21,000	670.81	14,087,208	657.00	13,797,000	3.11
日本	株式	広島銀行	銀行業	27,000	356.60	9,628,444	358.00	9,666,000	2.17
日本	株式	伊予銀行	銀行業	13,000	751.11	9,764,468	732.00	9,516,000	2.14
日本	株式	中国銀行	銀行業	9,000	1,043.48	9,391,329	1,040.00	9,360,000	2.10
日本	株式	スルガ銀行	銀行業	4,000	686.71	2,746,866	678.00	2,712,000	0.61

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 種類別及び業種別投資比率

(2012年1月31日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	銀行業	99.83
合計			99.83

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2012年1月31日現在)

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2012年1月31日現在)

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2012年1月31日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2011年12月20日)	714	714	0.9708	0.9708
2011年6月末日	421	-	1.0004	-
2011年7月末日	483	-	0.9789	-
2011年8月末日	599	-	0.9603	-
2011年9月末日	679	-	1.0418	-
2011年10月末日	689	-	0.9565	-
2011年11月末日	709	-	0.9765	-
2011年12月末日	431	-	0.9768	-
2012年1月31日	443	-	0.9620	-

## 【分配の推移】

期 間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	2.9

## (4) 【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	781,806,031	45,382,883

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。



## &lt; 参考情報 &gt;

## 基準価額・純資産の推移(2012年1月31日現在)



※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、税引前分配金を再投資したもとして算出。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

項目	金額
2011年12月	0円
設定来累計	0円

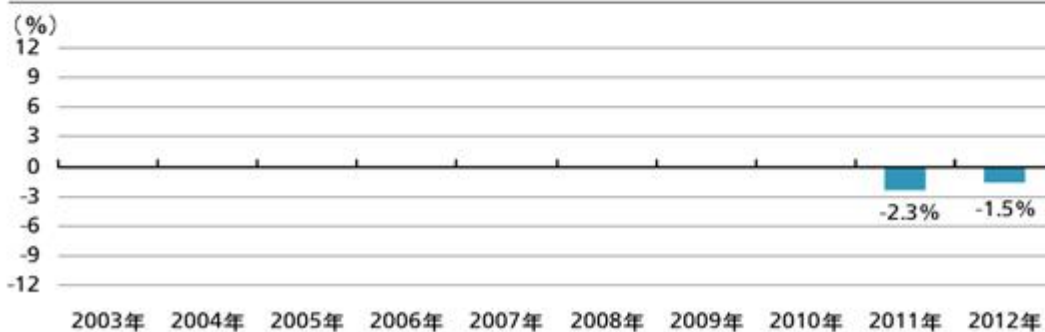
## 主要な資産の状況(2012年1月31日現在)

## 組入上位10銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	投資比率
1	日本	株式	横浜銀行	銀行業	15.43%
2	日本	株式	千葉銀行	銀行業	10.42%
3	日本	株式	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	10.32%
4	日本	株式	静岡銀行	銀行業	10.22%
5	日本	株式	ほくほくフィナンシャルグループ	銀行業	8.60%
6	日本	株式	八十二銀行	銀行業	8.56%
7	日本	株式	群馬銀行	銀行業	7.67%
8	日本	株式	山口フィナンシャルグループ	銀行業	7.56%
9	日本	株式	西日本シティ銀行	銀行業	7.43%
10	日本	株式	常陽銀行	銀行業	3.41%

※業種は、証券コード協議会の業種分類に基づいています。

## 年間収益率の推移(2012年1月31日現在)



※税引前分配金を再投資したもとして算出。

※2011年については、当初設定日(2011年6月30日)から年末まで、2012年については年年初から1月末までの騰落率。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### <訂正前>

##### （申込期間）

- ・ 当初申込期間：平成23年6月16日から平成23年6月29日まで
- ・ 継続申込期間：平成23年6月30日から平成24年9月19日まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

##### （買付申込みの受付け）

- ・ 原則として販売会社の営業日の午後3時までに、買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、当初設定については設定日（平成23年6月30日）に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

##### （買付単位）

- ・ 1円または1口単位（当初1口＝1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

##### （買付価額）

- ・ 当初申込期間：1口当たり1円とします。
- ・ 継続申込期間：買付申込受付日の基準価額とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

##### （買付代金の支払い）

- ・ 当初申込期間：当初申込期間内にお申込の販売会社にお支払いください。
- ・ 継続申込期間：販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。

（後略）

#### <訂正後>

##### （申込期間）

平成23年6月30日から平成24年9月19日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

##### （買付申込みの受付け）

- ・ 原則として販売会社の営業日の午後3時までに、買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

- ・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

- ・ 1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。  
「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。  
詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。  
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>  
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

- ・ 買付申込受付日の基準価額（当初元本1口＝1円）とします。  
「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

（買付代金の支払い）

- ・ 販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。

（後略）

### 3【資産管理等の概要】

#### (5)【その他】

< 訂正前 >

（前略）

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託会社と販売会社との間で締結する「証券投資信託の募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

< 訂正後 >

（前略）

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。）は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

原届出書「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの経理状況」「1 財務諸表」について、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款第37条により、平成23年6月30日から平成23年12月20日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成23年6月30日から平成23年12月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## UBS地方銀行株ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 平成23年12月20日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	19,787,264
株式	699,585,000
未収利息	27
流動資産合計	719,372,291
資産合計	719,372,291
負債の部	
流動負債	
未払解約金	487,950
未払受託者報酬	183,033
未払委託者報酬	3,660,602
その他未払費用	113,479
流動負債合計	4,445,064
負債合計	4,445,064
純資産の部	
元本等	
元本	736,423,148
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	21,495,921
(分配準備積立金)	1,866,525
元本等合計	714,927,227
純資産合計	714,927,227
負債純資産合計	719,372,291

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 自 平成23年 6月30日 至 平成23年12月20日
	金額
営業収益	
受取配当金	6,014,500
受取利息	5,778
有価証券売買等損益	16,643,007
営業収益合計	10,622,729
営業費用	
受託者報酬	183,033
委託者報酬	3,660,602
その他費用	113,479
営業費用合計	3,957,114
営業利益又は営業損失( )	14,579,843
経常利益又は経常損失( )	14,579,843
当期純利益又は当期純損失( )	14,579,843
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	505,327
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	355,849
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	355,849
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,766,600
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	6,766,600
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	21,495,921

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。

## 2. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 平成23年12月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	736,423,148口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は21,495,921円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9708円 (9,708円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成23年 6月30日 至 平成23年12月20日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,866,525円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(603,040円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は2,469,565円(1万口当たり33円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	当期 自 平成23年 6月30日 至 平成23年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場リスク</li> </ul> <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスク、流動性リスク</li> </ul> <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
-------------------	---

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成23年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	<p>金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>



## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	当期 平成23年12月20日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	14,052,079
合計	14,052,079

## (デリバティブ取引等に関する注記)

当期（平成23年12月20日現在）

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

当期（自 平成23年 6月30日 至 平成23年12月20日）

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	当期 自 平成23年 6月30日 至 平成23年12月20日
	元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
			単価	金額		
日本円	西日本シティ銀行	234,000	217	50,778,000		
	千葉銀行	196,000	494	96,824,000		
	横浜銀行	306,000	364	111,384,000		
	常陽銀行	130,000	332	43,160,000		
	群馬銀行	130,000	414	53,820,000		
	ふくおかフィナンシャルグループ	222,000	321	71,262,000		
	静岡銀行	92,000	797	73,324,000		
	スルガ銀行	6,000	687	4,122,000		
	八十二銀行	131,000	445	58,295,000		
	京都銀行	36,000	671	24,156,000		
	ほくほくフィナンシャルグループ	114,000	149	16,986,000		
	広島銀行	40,000	357	14,280,000		
	中国銀行	14,000	1,043	14,602,000		
	伊予銀行	20,000	752	15,040,000		
	山口フィナンシャルグループ	72,000	716	51,552,000		
		小計			699,585,000	
		合計			699,585,000	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

原届出書「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの経理状況」「2 ファンドの現況」について以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年1月31日現在）

種類	金額
資産総額	460,381,433 円
負債総額	16,756,666 円
純資産総額( - )	443,624,767 円
発行済口数	461,156,687 口
1口当たり純資産額( / )	0.9620 円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

<訂正前>

##### 1【委託会社等の概況】(平成23年4月末現在)

(中略)

投資運用の意思決定機構

(中略)

(平成23年4月末日現在)

上記は今後変更される場合があります。

<訂正後>

##### 1【委託会社等の概況】(平成24年1月末現在)

(中略)

投資運用の意思決定機構

(中略)

(平成24年1月末日現在)

上記は今後変更される場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

## &lt;訂正前&gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種・第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成23年4月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	5	77,663
追加型株式投資信託	73	882,248
合計	78	959,912

## &lt;訂正後&gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年1月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	2	10,825
追加型株式投資信託	76	990,784
合計	78	1,001,609

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

## &lt;訂正前&gt;

名称	資本金の額 (平成22年9月末日現在)	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

## &lt;訂正後&gt;

名称	資本金の額 (平成23年3月31日現在)	事業の内容
住友信託銀行株式会社一	342,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

住友信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

## (2) 販売会社

## &lt; 訂正前 &gt;

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社横浜銀行	215,628百万円 (平成22年9月30日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,000百万円 (平成22年9月30日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,000百万円 (平成23年3月31日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円 (平成23年9月30日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
UBS証券会社	60,000百万円 (平成23年4月1日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円 (平成23年9月30日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## &lt; 訂正後 &gt;

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社横浜銀行	215,628百万円 (平成23年9月30日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,100百万円 (平成23年9月30日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,000百万円 (平成23年9月30日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円 (平成23年9月30日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
UBS証券会社	60,000百万円 (平成24年2月1日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円 (平成23年9月30日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## &lt; 訂正前 &gt;

(前略)

## &lt; 再信託受託会社の概要 &gt;

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成23年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## &lt; 訂正後 &gt;

（前略）

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成23年9月30日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年1月27日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS地方銀行株ファンドの平成23年6月30日から平成23年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS地方銀行株ファンドの平成23年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。